

# 第1章 はじめに

---

## 1 計画の趣旨

第3期総合介護計画策定に際しては、団塊の世代が65歳となる平成26年度を目標年としながら、高齢者の尊厳ある暮らしの実現とそれを支えるための持続可能な介護保険制度の構築を目的とし、続く第4期計画策定では、その中間段階と位置づけ、現状を踏まえた上で、より円滑に介護保険制度を運営できるよう必要な修正を行いました。

この間、平成22年3月21日には旧近江八幡市と旧安土町が合併して現在の近江八幡市がスタートし、介護サービス基盤の共有により市民は両市町のサービスを円滑に利用できるようになりました。

第5期計画策定においては、目標年である平成26年度に至る最終段階と位置づけ、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえながら、高齢者が要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、①介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まいの5つのサービスを一体化して提供していくという「地域包括ケア」の考え方を念頭に置きつつ、高齢者や高齢者を取り巻く地域の事情、特性等を反映させることにより、その地域にふさわしいサービス提供体制の実現につなげていくことを目指します。それによって、団塊の世代がすべて後期高齢者となる平成37年（2025年）の目指すべき地域包括ケアシステムの構築へ向けて、いっそうの体制基盤の強化を図っていきます。

## 2 計画の法的位置づけ

高齢者福祉計画は、高齢者の福祉の増進を図るため、老人福祉法第20条の8の規定に基づき策定するものです。介護保険事業計画は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため介護保険法第117条の規定に基づき策定する計画です。

本市では、両計画を一体のものとして策定します。

## 3 計画の期間

この計画は、平成24年度から平成26年度までの3カ年計画です。

## 4 計画の策定体制

本市では、市民代表、学識経験者、保健・医療関係者、介護サービス関係者及び行政関係者からなる近江八幡市総合介護市民協議会を、介護基本条例第8条の規定により設置し、第3期、第4期総合介護計画の進捗管理に取り組んできました。協議会では、地域密着型サービス事業等選定評価委員会、介護サービス向上委員会を設置し、検討を行っています。今回の第5期計画の策定にあたっては、同条例第9条により、8回の協議会を開催するとともに、地域包括支援センター運営協議会において地域ケアの推進について検討を行ったほか、新たに高齢者等生活支援部会を設置し、高齢者の生活支援サービスの展開について検討を重ねてきました。

また、高齢者や要介護（要支援）認定者を対象としたニーズ調査を実施し、実態やニーズを把握するとともに、ケアマネジャーへのアンケート調査を行い、これらの結果を計画に反映させました。

## 5 関連計画との整合

本市においては、市政の基本指針である『新市基本計画』のもと、保健・医療・福祉施策に関する施策別計画として『地域福祉計画』、『健康はちまん21プラン』、『障がい者計画』、『障がい福祉計画』、『次世代育成支援後期行動計画』等を策定し、各種事業を推進しています。

本計画はこれらの計画と調和し、整合性を持ったものとして策定しました。